

令和5年8月9日

第437回 山口地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。
傍聴を希望される方は下記の要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和5年8月23日(水) 10時00分～
- 2 場所 山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室
(山口市中河原町6-16)
- 3 議題 (1) 令和5年度の山口県最低賃金の改正決定について
①山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
②山口県最低賃金専門部会の廃止について
③山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
④山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について
(2) その他
- 4 傍聴可能者 若干名
- 5 要領
(1) 傍聴を希望される方は、①会議名称、②傍聴日時(上記1の開催日時)、③住所、④氏名、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦所属を記載したものをメール又は葉書でお申し込みください。

申込締切日 令和5年8月18日(金) ※ 必着 です。

申込先

メールの場合 35saichinshin@mhlw.go.jp

郵送の場合 〒753-8510

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
山口労働局労働基準部賃金室 宛

- (2) 収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選といたします。
当選された方に対しては、メール、電話等でお知らせしますので、当日は、本人を確認できるもの(運転免許証等)を持参してください。
- (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際に記載してください。
また、介助の方がおられれば、その方の氏名も記載してください。

担当：山口労働局労働基準部賃金室 TEL083-995-0372

審議会傍聴にあたっての遵守事項

- 1 所定の傍聴席に着席し、みだりに席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 審議会終了後は、速やかに退席してください。
- 11 その他、会長及び事務局の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、その者を退場させるとともに次回以降の傍聴を許可しないことがあります。